



2025年2月14日

各 位

会社名 株式会社アシックス
代表者 代表取締役会長CEO 廣田 康人
名
(コード番号：7936 東証プライム)
問合せ 常務執行役員CAO 堀込 岳史
先
TEL. (050) 1742-8248

**アシックスが一般財団法人ASICS Foundationを設立
～財団の活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ～**

アシックスは、本日開催の取締役会において、創業の理念実現のために一般財団法人ASICS Foundation（以下、「本財団」といいます。）を設立することを決議しました。また、本財団の活動を継続的、安定的に支援することを目的とし、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式の処分につきましては、2025年3月28日開催予定の当社第71回定時株主総会の承認を条件として実施するものといたします。

記

1. 本財団の設立について

(1) 本財団設立の目的

アシックスは、スポーツを通して心身ともに健康的に成長することを支援し、社会に貢献したいという想いから創業しました。その想いは創業哲学「健全な身体に健全な精神があれかしー “Anima Sana In Corpore Sano”」として受け継がれ、私達の事業活動の全ての根幹になっています。

アシックスが2030年にあるべき姿として策定したVISION2030「誰もが一生涯、運動・スポーツに関わり、心と体が健康で居続けられる世界の実現」に向けて、事業活動である製品・サービスの販売を通じた人々の心身の健康への貢献にとどまらず、運動・スポーツに関わる社会課題に取り組むことで、より多くの人々の心身の健康に貢献することがアシックスの使命であるとの想いから、本財団の設立を決定いたしました。

本財団は、社会的または経済的に困難な状況にある青少年、障がい者、女性等に対する運動・スポーツを通じた支援を提供する団体への助成等を行い、当面は、海外のアシックス事業や生産拠点がある地域・国等（ベトナム、インドネシア、インド等）や日本での取り組みを予定しております。アシックスの想いを共有する本財団の活動を通じ、より多くの人々が運動・スポーツを楽しむことで、心身ともに健康になる社会を実現し、アシックスグループの企業価値向上を図りたいと考えております。

(2)本財団の概要

①名 称	一般財団法人 ASICS Foundation
②所 在 地	神戸市中央区三宮町一丁目2番4号 大和神戸ビル
③理 事 長	甲田 知子 (当社常務執行役員 管掌：マーケティング、スポーツマーケティング、パラスポーツ企画)
④活 動 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルで、社会的または経済的困難な状況にある青少年、障がい者、女性等へ、運動・スポーツを通じた支援を提供する団体への助成 ・その他本財団の目的を達成するために必要な事業
⑤活 動 原 資	年間約1.5億円(予定) (注) 設立時に当社から寄付金 300万円を拠出する予定ですが、本自己株式の処分により割り当てられる当社株式の配当を加えて活動原資とします。
⑥設立年月日	2025年4月(予定)
⑦当社との関係	
資 本 関 係	当社は本財団の出捐企業となる予定です。
人 的 関 係	当社の常務執行役員1名が本財団の代表理事を兼務する予定です。 また、当社の執行役員1名が評議員を兼務し、当社使用人が理事及び監事(各1名)を兼務する予定です。
取 引 関 係	当社は本財団に寄付を行う予定です。
関連当事者への 該 当 状 況	該当事項はありません。

2. 自己株式の処分について

〈処分要領〉

① 処分期日	2025年5月15日 ただし、手続き上の理由等によりこれを変更する必要がある場合には、当社取締役会の決議において決定いたします。
② 処分株式数	普通株式 7,000,000株
③ 処分価額	1株につき1円
④ 調達資金の額	7,000,000円
⑤ 募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑥ 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
⑦ その他	本自己株式の処分については、2025年3月28日開催予定の当社第71回定時株主総会において上程予定の「一般財団法人 ASICS Foundationの活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件」(特別決議)の承認を条件とします。

3. 処分の目的及び理由

本財団は、現時点で以下の活動を予定しております。アシックスは、本財団の活動を継続的、安定的に支援することにより、アシックスグループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に繋がるものと考えております。

活動内容	運動・スポーツを通じた支援を提供する団体への助成等
活動のターゲット	社会的または経済的に困難な状況にある青少年、障がい者、女性等
活動地域	当面は、海外の当社事業や生産拠点がある地域・国等（インドネシア、ベトナム、インド等）や日本を想定
実施予定の具体的な活動例	<p>運動・スポーツを通じた支援を提供する団体への助成等を通じて以下を実施予定</p> <p>①ソフトインフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツの普及活動 ・スポーツ大会、イベント等の開催 ・スポーツプログラムの実施 ・指導者の育成 ・スポーツコンテンツの開発 <p>②ハードインフラの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校や公園のグラウンド・スポーツ施設等の整備 ・スポーツ用品の提供
企業価値向上との関係	<p>本財団の活動により、ターゲット層のスポーツへのアクセシビリティを向上させることで、以下の企業価値向上に貢献</p> <p>①創業哲学の実現を通じたブランド価値向上</p> <p>②活動発信によりブランドへの共感創出を通じたブランドプリアレンス向上</p> <p>③行政やスポーツコミュニティとのネットワーク構築</p> <p>④活動地域におけるスポーツ文化の醸成を通じたスポーツ市場の成長</p> <p>⑤財団活動が従業員による当社グループへの共感の創出に繋がることで、競争力のある人財の獲得、従業員の保持及び従業員エンゲージメントの向上の実現</p>

以上を踏まえ、本財団の継続的、安定的な活動のために必要な活動原資を、当社株式の配当により拠出することを可能とするために、本自己株式の処分を実施するものです。

本自己株式の処分にあたり、当社は、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を共同受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託は当社株式を取得します。本信託は当社株式の配当等の信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動します。本自己株式の処分は、本財団の活動原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	7,000,000 円
② 発行諸費用の概算額	0 円
③ 差引手取概算額	7,000,000 円

(2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については、本スキームの構築に必要な諸費用への充当を予定しています。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金は、本スキームの構築の検討に要した諸費用への充当を予定しています。各諸費用は、本スキームの構築に必須のものであり、当該資金使途には合理性があるものと考えています。

6. 処分条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本財団は、社会的または経済的に困難な状況にある青少年、障がい者、女性等への支援として、運動・スポーツを通じた支援を提供する団体への助成等を行います。当面は、海外の当社事業や生産拠点がある地域等（ベトナム、インドネシア、インドなど）や日本での取り組みを予定しております。運動・スポーツに関する社会課題が解決され、運動・スポーツへのアクセスが向上することは、各国・地域での人々の心身の健康向上、運動・スポーツ文化の醸成といった社会価値創出につながり、アシックスの企業価値を高めることにも繋がると考えております。

本自己株式の処分は、本財団の活動支援を目的としたものであり、調達する資金も上記4. (2) のとおり、本スキームの構築に必要な諸費用への充当を予定しております。このため、1株につき1円という払込金額は合理的であると考えております。なお、本自己株式の処分は、本財団に対する有利発行に該当するため、2025年3月28日開催予定の当社第71回定時株主総会において上程する予定の「一般財団法人 ASICS Foundationの活動支援を目的とした第三者割当による自己株式の処分の件」（特別決議）の承認が条件となります。

(2) 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本財団が、社会的または経済的な理由で困難な状況にあり運動・スポーツへのアクセスが限られている方々をグローバルで支援することを継続的、かつ安定的に実施していくために必要となる活動原資として処分数量の規模は合理的であると考えております。加えて、本スキームでは、当面は本自己株式の処分による株式が株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式の処分による流通市場への影響は軽微であると考えております。

また、本自己株式の処分における株式の希薄化の規模は、2024年12月31日現在の発行済株式総数759,482,236株に対し、0.92%（2024年12月31日現在の総議決権個数7,154,517個に対する割合0.98%、ともに小数点以下第3位を四捨五入）と小規模なものであり、株式市場への影響は軽微であると判断しております。

加えて、2024年8月13日「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」において公表の上、取得した自己株式7,566,300株の一部を本自己株式の処分に充当する計画であり、株式の希薄化に対処する措置を予め講じております。

さらに、本日別途お知らせしております「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ（会社法第459条第1項第1号の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得）」及び「自己株式の消却に関するお知らせ（会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却）」において、自己株式を取得及び消却する計画としており、株式の希薄化に対処する措置を講じる予定です。

上記を総合的に勘案し、本自己株式の処分による株式の希薄化の規模については合理的であると判断しております。

7. 処分予定先の選定理由等

(1) 処分予定先の概要

①名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

②信託契約の概要

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、本財団の活動を実施させること
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	本財団
信託契約日	2025年5月15日（予定）
信託の期間	2年（予定）

注：日本マスタートラスト信託銀行株式会社は本自己株式の処分により本信託が取得する株式の議決権については、信託期間を通じ、行使しないものとします。なお、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との信託契約については今後詳細を決定していくことを予定しています。

※なお、当社は、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係のないことについて、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に提出しています。

(2) 処分予定先を選定した理由

「3. 処分の目的及び理由」に記載の目的を実行するにあたっては、信託業務における豊富な実績・経験を有する三菱UFJ信託銀行株式会社が最適であるとの判断に至り、同社を受託者として選定いたしました。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する予定の本信託の信託契約に基づき、共同受託者として信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社を処分先として選定いたしました。

(3) 処分予定先の保有方針

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本信託契約に従って、当社の配当を原資とした信託収益を本財団に交付します。本信託は、今後締結する信託契約に基づき処分株式を保有する予定です。なお、信託を終了する際は、信託財産を受益者に現状有姿のまま交付するものとします。また、本自己株式の処分により本信託が保有する株式の議決権については、信託期間を通じ、行使しないものとします。

当社は処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社から、払込期日より2年間において、特段の理由により当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることについて、確約書を受領する予定です。

本財団は、その目的を達成するために長期的かつ安定的な活動の持続が求められており、本自己株式の処分は本財団の活動原資の拠出のために実施されるため、本信託による当社株式の保有は、信託期間2年間経過後も自動継続により長期保有となる予定です。

(4) 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が今後設定する本信託の信託財産である金銭をもって払込みを行います。

8. 処分後の大株主及び持株比率

処分前 (2024年12月31日現在)		処分後	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	113,440,400 (15.85%)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	113,440,400 (15.70%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	47,452,440 (6.63%)	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	47,452,440 (6.57%)
J P MORGAN CHASE BANK 385632	23,165,856 (3.24%)	J P MORGAN CHASE BANK 385632	23,165,856 (3.21%)
日本生命保険相互会社	22,716,264 (3.17%)	日本生命保険相互会社	22,716,264 (3.14%)
G I C PRIVATE LIMITED - C	21,638,600 (3.02%)	G I C PRIVATE LIMITED - C	21,638,600 (2.99%)
GOVERNMENT OF NORWAY	16,637,120 (2.32%)	GOVERNMENT OF NORWAY	16,637,120 (2.30%)
J P モルガン証券株式会社	15,132,870 (2.11%)	J P モルガン証券株式会社	15,132,870 (2.09%)
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	14,158,700 (1.98%)	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	14,158,700 (1.96%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	12,237,631 (1.71%)	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	12,237,631 (1.69%)
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	10,813,468 (1.51%)	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	10,813,468 (1.50%)

(注1) 上記は、発行済株式総数759,482,236株から自己株式43,740,506株を除いた715,741,730株に対する所有株式数の割合(%)を記載しております。

(注2) 処分後の大株主及び持株比率については、2024年12月31日現在の株主名簿を基準に本自己株式の処分による株式数の増減を考慮しております。

9. 今後の見通し

今後の当社業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式の処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
売上高	484,601百万円	570,463百万円	678,526百万円
経常利益	30,913百万円	50,670百万円	92,601百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	19,887百万円	35,272百万円	63,806百万円
1株当たり当期純利益	27.15円	48.13円	88.30円
1株当たり配当金	40.00円	65.00円	40.00円（第2四半期末） 10.00円（期末）
1株当たり純資産	232.86円	279.43円	325.59円

（注）当社は、2024年7月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。2022年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産」を算定しております。2024年12月期の第2四半期以前の配当金については当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2022年12月期	2023年12月期	2024年12月期
始 値	651.00円	718.25円	1,075.50円
高 値	777.50円	1,418.00円	3,182.00円
安 値	468.20円	709.20円	1,052.50円
終 値	728.50円	1,104.50円	3,110.00円

②最近6ヵ月間の状況

	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	2,487.50円	2,442.50円	2,904.00円	2,969.00円	2,647.50円	3,059.00円
高 値	2,757.50円	2,875.50円	3,092.00円	3,054.00円	3,021.00円	3,182.00円
安 値	2,292.00円	1,834.50円	2,635.50円	2,624.00円	2,608.50円	3,011.00円
終 値	2,475.00円	2,875.50円	3,001.00円	2,714.00円	3,003.00円	3,110.00円

③処分決議日前営業日における株価

	2025年2月13日
始 値	3,348円
高 値	3,391円
安 値	3,315円
終 値	3,351円

④最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

該当ありません。

以 上

一般財団法人の設立について

企業と財団の両方があることで、
もっと多くの人に心と身体の健康を届けられる

ASICS の新しい価値創造の仕組みを
皆さんと一緒に実現したい

